

年金優遇定期預金 3年

取扱期間 2026年4月1日～2027年3月31日

令和8年4月1日現在

商 品 名	にいかわ信金 「年金優遇定期預金 3年」
ご 利 用 いただける方	当金庫で公的年金をお受け取りの方（基金は除く） 国民年金・厚生年金・新国民厚生年金・船員年金・労災年金・各種共済年金など
期 間 ・ 種 類	自由金利型定期預金（スーパー定期：単利型）期間3年の元金自動継続型
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 一括預入 (2) お一人さま預入金額1,000円以上 1,000万円以下 (条件①1口500万円以下、②年金優遇定期預金と合算して1,000万円以下となります。) (3) 1円単位
払 戻 方 法	満期日以降に一括してお支払いいたします。
お 利 息 (1) 優遇金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時のスーパー定期の店頭表示金利+年0.30%を約定利率とします。 ・自動継続後の適用金利は、当金庫の判断基準（金利情勢を勘案）に基づき、店頭表示の自由金利型定期預金（スーパー定期〔単利型〕）期間3年の利率に当金庫所定の優遇金利を上乗せ致します。 ・優遇金利については、毎年4月1日に金利見直しを行い、店頭または当金庫ホームページに公表いたします。 ・継続時の優遇金利については、継続日における店頭表示金利を適用いたします。 ・中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	2013年（平成25年）1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）
手 数 料	手数料は不要です。
付 加 でき る 特 約 事 項	マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、定期預金規定（スーパー定期）で定めるところの、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
適 用 金 利	店頭表示金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又はお客様相談窓口 (9時～17時電話：0765-24-1916) までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
そ の 他	・証書式です。「定期性総合口座」の担保組み入れのお取扱はできません。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが全額保護の対象ではありません）。 ・年金の受取を変更された場合は、解約のお手続きをお願いいたします。